

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和5年度

1. 補助金の内容

補助金名称	枚方市医療的ケア児等通所支援事業補助金			補助金番号	C2-2		
所管部署	健康福祉部 福祉事務所 障害支援課						
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市医療的ケア児等通所支援事業補助金交付要綱						
交付の目的	人工呼吸器の装着などにより医療依存度の高い状態にある医療的ケア児等の通所先の確保、支援の強化及びその家族への支援の充実を図る。						
補助対象経費	市内在住の医療的ケア児等のため、新たに看護師を配置して受け入れを実施する市内児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所に対し基準額(日額8,680円)内で人件費をを補助。						
補助率・補助額	定額補助						
交付先	市内指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービス事業所						
開始年度	令和3 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和8 年度末		
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助	○	その他		
法令等での義務付け	なし	法令等名称					

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	R2	R3	R4	R5
予算額	-	9,583	11,979	10,268
決算額	-	1,962	6,163	
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	-	1,962	6,163	

(件)

交付実績	-	2	3	
------	---	---	---	--

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	医療的ケア児の地域生活の機会を拡充し、障害児等が地域で安心して暮らせる環境整備を目的とすることから、市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	障害者計画の施策の基本目標に掲げる「生涯を通じて安心できるサービスの確保と提供」の達成のために必要な補助金交付である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	医療的ケア児を受け入れるには、看護師等の配置が必要で、特に児童発達支援や放課後等デイサービス事業所での受け入れについて、当事者等から強い要望がある。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	医療的ケア児の地域での活動が可能であることが確認できる。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	医療的ケア児を日頃から支援する事業所が実施する必要があるため、補助金交付が適正な手法である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件に該当する指定障害福祉サービス事業者を補助金の交付対象としている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	補助上限額を交付要綱で定めており、全額補助となっていない。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	市内対象事業者に対し、補助事業の内容について周知を行っている。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	指定障害児童発達支援、放課後等デイサービス事業者の運営等に限定した補助金交付となっている。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	医療的ケア児の受け入れについては、看護師の配置が必須であるが、人件費に係る事業者の費用負担も大きいことから、補助金交付が必要であると認められる。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	障害支援課で把握(令和5年8月時点)する医療的ケア児76名のうち、現在58名は児童発達支援又は放課後等デイサービスを利用しているが、残りの18名は通所サービスの利用に至っていないことから、事業開始から3年を経過し、未だ潜在的なサービス利用のニーズはあると考えられる。引き続き本事業を実施し、医療的ケア児の通所先の確保を通じて、支援の充実を図るものとする。
対応完了・廃止予定時期	